

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年3月31日

月 曜 日

号 外(7)

目次

	目	次
訓 令		
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令		1
○富山県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令		9
○富山県生活環境文化部国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令		10
○富山県職員き章に関する規程等の一部を改正する訓令		11
富 山 県 訓 令		
富山県公営企業管理規程		
富山県教育委員会訓令		
富山県警察本部訓令		
○富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令		12

訓令

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第6号

本 庁

出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「連絡課」を「連絡室課」に、「課を」を「室課を」に改める。

第4条第1項第23号イ中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件2億円以上）」を削る。

第5条第1項中「及び課長（」の次に「室内の課長及び」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる室課長専決事項のうち、首都圏

本部の所掌に属する事務については、首都圏本部長が専決をするものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に掲げる室課長専決事項のうち、室内の課長が掌理する特命事項（担当課長が掌理する特定事項を除く。）及び室内の課長が指揮監督する職員に関する事項については室内の課長が、担当課長が掌理する特定事項については担当課長が専決をすることができる。

第13条第5項中「内容が」の次に「法務文書課長又は」を加える。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄第20号エ中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件 5,000万円以上2億円未満）」を削り、同表室課長専決事項の欄第26号サ中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件 5,000万円未満）」を削り、同表出先機関の長専決事項の欄第19号サ中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件 1,000万円未満）」を削る。

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号キ中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件 1,000万円未満）」を削る。

別表第2の1の表中

「		関すること。		
	観光振興室		旅行業約款の許可に関すること。	」

を

「		関すること。		
	多文化共生推進室		一般旅券の交付に関すること。	
観光推進局	観光振興室		旅行業約款の許可に関すること。	」

に改め、同表経営管理部人事課の項中「人事課」を「人事企画室」に改め、同表経営管理部総務課の項中「総務課」を「法務文書課」に改め、同表中

「			こと。	
---	--	--	-----	--

	行政経 営室			首都圏本部 次に掲げる事項の 支出負担行為及び支 出命令に関するこ と。 ア 1件50万円未 満の諸費 イ 1件 500万円 未満の負担金、 補助及び交付金
	統計調	県基幹統計調査の	(1) 調査区の設定	

を

「			こと。	
	統計調	県基幹統計調査の	(1) 調査区の設定	」

に改め、同表経営管理部管財課の項中「管財課」を「財産管理室」に改め、同表中

「				コ 西部体育セン ター
	国際課		一般旅券の交付 に関すること。	
	環境政	(1) 環境影響評価法	(1) 環境影響評価	」

を

「				コ 西部体育セン ター
	環境政	(1) 環境影響評価法	(1) 環境影響評価	」

に、

「	商工労 働部	商工企 画課	鉱業法第24条の 規定による協議に	計量検定所 (1) 特定計量器の製
---	-----------	-----------	----------------------	----------------------

			関すること。	造、修理、販売事業の届出及び計量証明の事業の登録に関すること。
--	--	--	--------	---------------------------------

を

「 商工労働部	成長産業推進室	採石法第33条の規定による採取計画の認可及び同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。	鉱業法第24条の規定による協議に関すること。	計量検定所 (1) 特定計量器の製造、修理、販売事業の届出及び計量証明の事業の登録に関すること。
------------	---------	--	------------------------	---

に、

		認に関すること。	
立地通商課	採石法第33条の規定による採取計画の認可及び同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。		
労働政策課	(1) 労働情報の報告及び調査に関すること。 (2) 労働者協同組合	(1) 労働者協同組合に関する届出の受理及び報告の徴収並びに休	技術専門学院 (1) 技術専門学院（分校を除く。） の利用の承認、利

を

「			認に関すること。	
	多様な人材活用	(1) 労働情報の報告及び調査に関する	(1) 労働者協同組合に関する届出	技術専門学院 (1) 技術専門学院

	躍推進	こと。	の受理及び報告	(分校を除く。)
	室	(2) 労働者協同組合	の徴収並びに休	の利用の承認、利

に改め、同表農林水産部森林政策課の項室課長専決事項の欄中第16号の次に次の4号を加える。

- (17) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の規定による工事の許可に関すること。
- (18) 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条及び第39条の規定による監督処分に関すること。
- (19) 宅地造成及び特定盛土等規制法第23条、第42条及び第47条の規定による改善命令に関すること。
- (20) 宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項及び第43条第1項（同法第48条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄中第114号から第116号までを削り、同欄第113号中「第12条及び第13条」を「第11条及び第12条」に改め、同号を同欄第114号とし、同欄第112号中「第8条」を「第7条」に改め、同号を同欄第113号とし、同欄第111号の次に次の1号を加える。

- (112) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による書面の交付（富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第117号中「第35条及び第36条」を「第30条及び第31条」に改め、同号を同欄第115号とし、同欄第118号を削り、同欄第119号中「第11条」を「第13条及び第28条」に改め、同号を同欄第116号とし、同欄中第120号を第117号とし、第121号を第118号とし、第122号を第119号とし、同欄第123号中「及び富岩運河環水公園に係るものを除く。」を「を除き、県庁前公園に係るものに限る。」に改め、同号を同欄第120号とし、同欄中第124号を第121号とし、第125号を第122号とし、第126号を第123号とし、第127号を削り、第128号を第124号とし、第129号から第137号までを4号ずつ繰り上げ、同表土木部道路課の項室課長専決事項の欄中第19号を第21号と

し、第7号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 道路法第44条の規定による沿道区域の指定に関すること。

(8) 道路法第44条の2の規定による届出対象区域の指定に関すること。

別表第2の1の表土木部港湾課の項出先機関の長専決事項の欄港事務所中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同表土木部建築住宅課の項部局長専決事項の欄第7号を次のように改める。

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項、第26条第1項及び第45条第1項の規定による規制区域の指定に関すること。

別表第2の1の表土木部建築住宅課の項部局長専決事項の欄中第23号を第24号とし、第8号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第2項の規定による指定の解除に関すること。

別表第2の1の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄中第56号を第57号とし、第43号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第42号中「第11条」を「第13条及び第28条」に改め、同号を同欄第43号とし、同欄第41号を削り、同欄第40号中「第35条及び第36条」を「第30条及び第31条」に改め、同号を同欄第42号とし、同欄第37号から第39号までを削り、同欄第36号中「第12条及び第13条」を「第11条及び第12条」に改め、同号を同欄第41号とし、同欄第35号中「第8条」を「第7条」に改め、同号を同欄第40号とし、同欄中第34号を第38号とし、同号の次に次の1号を加える。

(39) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による書面の交付に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第2の1の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄中第33号を第37号とし、第7号から第32号までを4号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の4号を加える。

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の規定による工事の許可に関すること。

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条及び第39条の規定による監督処分に関すること。

(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法第23条、第42条及び第47条の規定による改善

命令に關すること。

- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第 1 項及び第43条第 1 項（同法第48条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査に關すること。

別表第 2 の 1 の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第38号の次に次の 1 号を加える。

- (39) 都市の低炭素化の促進に關する法律施行規則第46条の 2 の規定による書面の交付に關すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第 2 の 7 中「第 114号、第 122号から第 128号まで及び第 133号ウ」を「第 113号、第 117号から第 123号まで及び第 128号ウ」に改める。

別表第 3 の(1)の表中

	成長戦略室の 所掌に属する 事務	成長戦略室長	主 務 課 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	広報・ブラン ディング推進 室の所掌に属 する事務	広報・ブラン ディング推進 室長	主 務 課 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	デジタル化推 進室の所掌に 属する事務	デジタル化推 進室長	主 務 課 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	働き方改革・ 女性活躍推進 室の所掌に属 する事務	働き方改革・ 女性活躍推進 室長	主 務 課 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	その他の事務	次 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員

を

	政策推進室の 所掌に属する 事務	政策推進室長	主 務 課 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	企画室の所掌 に属する事務	企 画 室 長	主 務 課 長	知事政策局長 があらかじめ

	その他の事務	次 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員	指定する職員 知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
--	--------	-----	----------------------------	--------------------------------------

に、

「	ワンチームと やま推進室の 所掌に属する 事務	ワンチームと やま推進室長	主 務 課 長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
	観光振興室の 所掌に属する 事務	観光振興室長	主 務 課 長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
交通政策局長	課の所掌に属	次 長	主 務 課 長	交通政策局長

を

「	ワンチームと やま推進室の 所掌に属する 事務	ワンチームと やま推進室長	主 務 課 長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
	デジタル化推 進室の所掌に 属する事務	デジタル化推 進室長	主 務 課 長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
	多文化共生推 進室の所掌に 属する事務	多文化共生推 進室長	主 務 課 長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
観光推進局長	課の所掌に属 する事務	次 長	主 務 課 長	観光推進局長 があらかじめ 指定する職員
	観光振興室の 所掌に属する 事務	観光振興室長	主 務 課 長	観光推進局長 があらかじめ 指定する職員
	観光資源活用 室の所掌に属 する事務	観光資源活用 室長	主 務 課 長	観光推進局長 があらかじめ 指定する職員
交通政策局長	課の所掌に属	次 長	主 務 課 長	交通政策局長

に改める。

別表第3の(2)中

「児童相談所長	所長があらかじめ第1順位者として指定する次長	所長があらかじめ第2順位者として指定する次長	主務課長
---------	------------------------	------------------------	------

を

「児童相談所長	所長があらかじめ第1順位者として指定する次長（こども相談センターの所掌に属する事務にあつては、こども相談センター長）	所長があらかじめ第2順位者として指定する次長（こども相談センターの所掌に属する事務にあつては、所長があらかじめ第2順位者として指定する次長）	主務課長（こども相談センターの所掌に属する事務にあつては、所長があらかじめ第3順位者として指定する次長）
---------	--	--	--

に改める。

別表第4第1項中「人事課長」を「人事企画室長」に改め、同表第3項中「管財課長」を「財産管理室長」に改め、同表第4項第1号中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件2億円未満）」を削り、同表第5項第1号中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件5,000万円未満）」を削り、同表第6項第1号中「（建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件5,000万円未満）」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第7号

本 庁

出先機関

富山県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

富山県副知事の担当事務に関する規程（令和3年富山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号イ中「こと」の次に「（ワンチームとやま推進室に係るものに限る。）」を加え、同号中セをソとし、ウからスまでをエからセまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 観光推進局に関すること。

第1条第2号中サをシとし、イからコまでをウからサまでとし、アの次に次のように加える。

イ 地方創生局に関すること（ワンチームとやま推進室に係るものを除く。）。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県生活環境文化部国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第8号

生活環境文化部国際課

富山県生活環境文化部国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する
規程の一部を改正する訓令

富山県生活環境文化部国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程（平成21年富山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

地方創生局多文化共生推進室

題名を次のように改める。

富山県地方創生局多文化共生推進室旅券センターの職員の勤務時間に
関する規程

第1条中「富山県生活環境文化部国際課旅券センターの」を「富山県地方創生局多文化共生推進室旅券センターの」に、「富山県生活環境文化部国際課旅券センター高岡支所」を「富山県地方創生局多文化共生推進室旅券センター高岡支所」に改める。

第3条第1項中「富山県生活環境文化部国際課長」を「富山県地方創生局多文化共生推進室長」に、「課長」を「室長」に改め、同条第2項中「課長」を「室長」に改める。

第4条及び第5条中「課長」を「室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員き章に関する規程等の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第9号

本 庁
出先機関

富山県職員き章に関する規程等の一部を改正する訓令

(富山県職員き章に関する規程の一部改正)

第1条 富山県職員き章に関する規程（昭和36年富山県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「経営管理部人事課長」を「経営管理部人事企画室長」に改める。

第5条中「経営管理部人事課」を「経営管理部人事企画室」に改める。

第2号様式中「経営管理部人事課長」を「経営管理部人事企画室長」に改める。
(富山県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第2条 富山県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年富山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「人事課長」を「人事企画室長」に、「管財課長」を「財産管理室長」に、「商工企画課長」を「成長産業推進室長」に改める。

第20条中「経営管理部管財課」を「経営管理部財産管理室」に改める。
(富山県職員研修規程の一部改正)

第3条 富山県職員研修規程（昭和43年富山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「人事課長」を「人事企画室長」に改める。
(富山県職員被服等貸与規程の一部改正)

第4条 富山県職員被服等貸与規程（昭和38年富山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表の58の項中	「	管財課職員に限る。	」	を	「	財産管理室職員に限る。	」	に
----------	---	-----------	---	---	---	-------------	---	---

改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事	新田八朗
富山県教育委員会教育長	廣島伸一
富山県警察本部長	高木正人

富山県訓令

富山県公営企業管理規程
第1号

富山県教育委員会訓令

富山県警察本部訓令

本 庁
企 業 局
教育委員会事務局
警 察 本 部

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令

富山県次長会議運営規程

富山県訓令 富山県営電気事業管理規程 昭和39年 富山県教育委員会訓令 富山県警察本部訓令	第1号
---	-----

の一部を

次のように改正する。

第5条中「経営管理部人事課長」を「経営管理部人事企画室長」に改める。

第7条中「経営管理部人事課」を「経営管理部人事企画室」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

